



2021年4月
Vol.11

村議中島由美子通信

発行者 / 中島由美子後援会 会長 小野関 武利



お約束どおり、村議として8か月の任期中で4年分の仕事を目指しました!

報酬支払明細書
中島由美子 様 3月分

報酬額
210,000



4年に一度のイベント

新型コロナウイルスの収束が見通せないなか、変異株の出現などで厳しい状況が続くことが想定され、1年延期された東京五輪・パラリンピックについて、海外からの一般観客受け入れを断念することが3月20日に決定されました。

国内観客数にあっては、会場の収容人数の50%案を軸に検討されているようですが、サッカーなどの大規模会場は、さらに制限がかかる可能性があるようです。榛東村にありましても、4年に一度の村会議員選挙というイベントが行われますが、「村議会とは」について、再認識を頂ければと思います。

議会は住民を代表する公選の議員をもって構成され、地方公共団体の意思決定機関であり、議会と執行の長は対立の原則を基本にしながら、相互に抑制と均衡によって、いずれかの独善と専行を防止する体制になっています。執行機関の長は、議会の議決を経たうえで諸々の事務を執行することとされ、独断専行を許さない体制になっています。長・議会ともに住民の直接公選による機

関であり、互いに独立し、その権限を侵さず侵されずの対等の立場にあります。

現状では、多くの政策は執行機関の側で作られ、議会に提案されていますが、議員は本会議や委員会での質問・質疑・修正案を通して、政策形成過程に参画し、予算・契約・条例等の審議において、最終的な地方公共団体の意思決定を行うものです。また、議員立法により、直接的に政策の提案を行うこともできます。条例・予算は議会が決定し重要な行政執行についても議会の決定を経ることを前提としていて、執行の長が提案した案件に対して、可否を表明することが議会の最も重要な使命であり、職責とされています。

また、議会が決定した政策に対し、執行機関の行財政の運営や事務処理など、適法・適正・公平・効率的に執行されているかを、批判し監視することが求められています。榛東村の4年に一度のイベント参加することに村をよくする大きな意義があります。

中島由美子後援会 会長 小野関 武利

鉄鋼スラグ問題は協定締結で平成28年に解決済みだった!

大同特殊鋼(株)の鉄鋼スラグ問題!!!! 平成27年1月8日に大同特殊鋼(株)渋川工場より、「納品した再生砕石へのスラグ材混入率が基準値を超えていた。」との突然の報告が前村長に行われ、急きょ、大同特殊鋼の費用において現地の土壌調査と追加の湧水検査などを行っている最中の村長選で真塩卓氏に変わりました。

その後、榛名カントリークラブ跡地の造成に関し、平成27年12月9日から榛東村長真塩卓氏並びに議会の2名の議員から年中行事のように毎年スラグ問題を議会で取り上げて、「隠ぺいだの背信行為だ」と村を騒がしていました。しかし、村議中島が村へ情報公開請求の結果、当初の覚書の流れで、スラグ処理の費用負担が明確に協定されていました。「住民の安全、吉岡の水源」と発言していましたが、必要な処理ならそれが事実なら、大同特殊鋼(株)との基本協定により一刻も早くするべきであったことをここにお知らせします。

回 議 用 紙

分類記号	保存期間	開・不開示区分	全部開示		(不開示部分)
H-01-01 A201501527	永年				
決裁区分		起案者	不開示理由		
村長			所属・係	建設課	起案年月日
村長	副村長	課長	課長補佐	課員	
合議欄		課長	課長補佐	課員	
産業振興課					
生涯学習課					
(件名) 榛東村発注工事における大同特殊鋼株式会社の鉄鋼スラグ製品の処理に関する基本協定書及び個別協定書について					
(伺い) 標記の件について、別紙案のとおり基本協定及び個別協定を締結してよろしいか伺います。					

村がすると決めて、協議すれば大同さんの費用で処理できた!

第4条で処理の費用負担を明記

前村長の覚書(案)は、「村と大同さんが協議し、大同さんの費用で大同さんが行う処理工事。この協定書は、「村と大同さんが協議し、大同さんの費用で村が建設会社を指名し処理工事を行う」としているところが大きな違いのようです。

榛東村発注工事における大同特殊鋼株式会社の鉄鋼スラグ製品の処理に関する基本協定書

榛東村(以下「甲」という。)と大同特殊鋼株式会社(以下「乙」という。)とは、榛東村発注の工事(以下「工事」という。)において使用された乙が製造した鉄鋼スラグ製品(以下「鉄鋼スラグ製品」という。)に関する調査、対策工事等(以下「処理」という。)について、次のとおり基本協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、工事で使用された鉄鋼スラグ製品の処理に関する基本的事項を定め、鉄鋼スラグ製品の処理を図ることを目的とする。

(処理の範囲)

第2条 本協定を適用する範囲は、別添に示すとおりとする。

(処理の施工及び費用負担)

第3条 鉄鋼スラグ製品の処理については、甲の規定に基づき甲が施工するものとし、これに要する費用は両者協議の上合意した範囲で乙が負担する。なお、詳細については、甲乙が協議の上、個別の協定等を別途締結するものとする。

2 今後、維持管理において発生する鉄鋼スラグ製品の処理に必要な費用の負担については、その都度甲乙が協議の上、個別の協定等を別途締結するものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通保有する。

平成28年3月28日

群馬県北群馬郡榛東村大字新井790番地1

甲 榛東村
榛東村長 真塩

愛知県名古屋市中区東桜一丁目1番10号

乙 大同特殊鋼株式会社
代表取締役社長 嶋尾正



中島由美子後援会に寄せられた皆様の声

新聞で見た10年前の工事の監査「不当」って何？

拝見すると、長年、榛東村の代表監査委員を務められた監査委員の監査報告書とは考えられません。なぜなら↓

1. 地方自治法で関係者からの聞き取りができるのにしないで、「推測」や「考え難い」という表記を多用している報告となっています。
2. 当時の会計管理者は、事務手続きが不当であれば、支払いをしなかったはず、なぜ適正として全ての工事費を支払ったかについて、一切確認していません。
3. 約10年前の工事の時の榛東村財務規則の例えば、「随意契約適用要件等一覧」の「検査調書」「その他」などの要件は熟知されているはずですが監査報告書の記載内容は、それに適合していません。
4. これだけ「不当」であれば、約10年前は他課の同様の工事は「どうなっていたの」と当時の制度を確認していません。と言いつつ現場を説明できる関係者と確認していないのに「虚偽」と報告しています。
5. 榛東村の文書管理規定で保存期間が5年とされているこれらの同文書を、榛東村長はなぜ、監査委員に資料として提出することができたの？その当時の前村長が行われたすべての決裁文書が保存されているの？
6. 右で説明する関係文書のうち、すでに3人を超える課長に引き継がれ、このたびの情報公開された工事書類のうち完成検査写真が欠落しているの原本の閲覧請求をしたところ、許可されなかったのはなぜ。

新幹線の農業用水維持管理基金の繰替え運用は3億円まで、白子は2億円運用だった！

運用して、基金が枯渇し農業用水が永続的に使えるようにとの条例を制定した時の議事録をご覧ください。当時の村政の熱い思いを感じます。

第2回定例 榛東村議会会議録	
開会年月日時	昭和62年6月18日午前9時40分
閉会年月日時	昭和62年6月18日午後 時 分
開会の場所	榛東村役場
種別	第27号 平成62年度榛東村老人保健特別会計補正予算案、 村長提案第27号 榛東村農業用水維持管理基金条例の設置について
会議の顛末	昭和62年6月18日(午前9時40分に始り午後 時分に終る)
議事	村長 浅見道雄、収入役 藤田忠治、総務課長青木孝一、企画広報課長笹沢功、建設課長星野良太郎、住民課長高橋三子、保健衛生課長浅見道雄、産業経済課長笹沢善三郎、土地改良課長南茂、建設課長一倉政昭、水道課長清水勝己、教育長青木敏俊、学校教育課長飯塚武夫、社会教育課長森田利昭
出席	第1番 坂庭 実、第2番 岡部 修三、第3番 高沢 秋太郎、第4番 中川 久男、第5番 岩田 徹
欠席	
その他	第27号の繰替運用で村長は財政上必要と認めるときは、確実な繰替の方法、期自給利率を定めて基金に属する現金と歳入歳入現金に繰替えて運用する事出来る、一応財政上必要と認めるときは繰替の取組を断りておいた。第27号の繰替運用出来る限度額は3億円に上った。金額はどの程度で出来たかという事あり打合せは、原資が約24億円は、極力この保護は行ければならないと建前から、判断は限度額を設けたいという事と差をいす

あなたの声がこの村のみんなの夢を実現します!!
議員は一人でも、その議員にかける皆さんの
思いの数が実現の後押しをします。



次の村の未来を精いっぱい考え、議論する議会に!!

「お使いする」ところが無い
「お使いに行けない」を無くす

子どもも高齢者もスマホで
バスを呼べる村にしたい

東大の加藤教授を巻き込んで
実用化されたこの完全自動運転
8人乗りバスを走らせたい



【訂正のお願い】

弊通信2020年12月号外の「保育所に入れなくて困っている方がいます。」の文中「令和3年4月1日には14名です(0~2才児含む。)のうち「14名」を「待機児童は10数名」に訂正させていただきます。ご迷惑をおかけした方にはお詫び申し上げます。

中島由美子後援会
TEL.FAX.0279-26-7123

〒370-3502 北群馬郡榛東村山子田1488
(榛東地域未来創生塾 内)
E-mail:nakainc8@gmail.com
ショートメール:090-1458-8746

Q 不当とされたところが適正であると分かりやすく証明できますか？

A はい。「不当12」個とされた平成24年度白子の海ソーラーポート用地内浄化槽等保護工事金額260,400円について確認してみましたので、以下に説明いたします。お読みいただければ、村民の方も「そうなんだ」とお分かりになると思います。
1)まずは、榛東村の財務規則の「随意契約適用要件等一覧No1」の該当箇所をご覧ください。

地方自治法施行令	契約の区分		予定価格の設定		見積書徴取	契約書等	検査調書	その他
	種別	金額要件	予定価格設定	積算				
工事又は修理	工事又は修理	30万円以上 130万円未満	要	要	なるべく3人以上	請書徴取	省略可(ただし、請求書、支出命令書等に検査結果を記載)	30万円未満のものにあっては、起工何い、検査は行いが、着工届け、工程表、現場代理人選任届等の受理・承認等については当該契約の適正な執行を確保する上で支障がないと認
		3万円以上 30万円未満	要	省略可	1~2人	契約書・請書とも省略可	省略可	
		3万円未満	省略可	省略可	不要(特定要件含む)	省略可	省略可	
工事又は製造の請負								

2)次に、監査報告書15頁の一部を以下にそのまま掲載します。(※原本はすべて黒字)

～前略～

オ 設計書に工事内容の記載はなく、設計額の積算については「白子の海ソーラーポート用地内浄化槽等保護工事一式」と記載されているのみで、設計内訳書は確認できない。

カ 工事内容を示す設計図面の存在は確認できない。 **省略可とされ不当ではない**

キ 本件工事に係る仕様書、施工条件等は確認できない。 **省略可とされ不当ではない**

ク オ、カ及びキは、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、公共工事等の実施の実態を的確に反映した積算を行うこと、設計図書に適切に施工条件又は調査等の実施の条件を明示することとする公共工事品質確保法第7条第1項本文及び同項第1号並びに第7号に違反していると認められる。【不当(法令等)】

ケ 榛東村財務規則第196条第1項の規定に基づき、平成25年3月22日付けで予定価格を定め、予定価格調書(工事用)が作成されている。

② 入札(随意契約の場合は見積書の徴取)について

ア (不当項目でないの紙面の関係で省略)

イ 榛東村財務規則第197条第1項の規定に基づき、平成25年3月25日付けで見積書が3者から提出され、同条第2項の規定に基づき、同日付けで最低見積額提出者を契約締結者(請負者)に選定している。 **省略可とされ不当ではない**

ウ 本件工事の設計図書を見ると、①オ、カ及びキで指摘したとおり、設計書には「一式」と記載されているのみで、設計内訳書、設計図面、仕様書、施工条件等を確認できないことから、この設計図書により見積依頼を受けた者が適切な工事価格を積算できたとは考え難い。【不当(その他)】

③ 契約締結について

ア 平成25年3月25日付けで、請負金額は260,400円である。

～不当項目でないの紙面の関係で中略～

⑧ 完成検査について

ア 榛東村財務規則第205条第1項の規定に基づき、平成25年3月31日付けで検査調書(委託その他用)が作成され、検査結果が報告されている。工事に係る検査調書の制式については、検査調書(工事用)が定められていることから、適正な制式を用いていない。 **省略可とされ不当ではない**

イ 検査調書(委託その他用)によれば、検査は平成25年3月31日に行なわれ、検査意見は「設計書及び仕様書等相当の完成を認める。」とされている。 **省略可とされ不当ではない**

ウ ①オ、カ及びキで指摘したとおり、設計内訳書、図面、仕様書、施工条件を示す書類が存在せず、また、施工量、施工状況を確認することができないため、本件工事が「設計書及び仕様書等相当の完成」であったかを確認することができない。

検査員は、請負契約に係る給付の完了の確認に当たり、契約書、仕様書、設計書その他の関係書類に基づき、当該給付の内容について検査を行わなければならないとする榛東村財務規則第204条第1項に違反していると認められる。【不当(法令等)】 **省略可とされ不当ではない**

このように財務規則で【省略可】とされたものをこれ見よがしに【不当】とされており、適正な監査と言えない報告となっています。

最後に監査報告17頁、中段上には、「周囲の施設保護の必要性が生じた」という工事目的は妥当性がないものと言わざるを得ない。と決めつけていますが、当時の関係者に何も聞かなくて想像だけで10日間の監査をしたのでしょうか？

この事業は、村工場団地を造成して誘致し、四半世紀を超えた株式会社白子様の工場敷内に村の自然エネルギー発電所を設置し、いくばくかの自主財源を確保するために土地をお借りした。経済産業大臣お墨付きの20年間長期安定収入事業で、その間、担当者も何度も変わるだろうし、何も知らずにその地を訪れた時、芝生に埋まり古くなった工場用大型浄化槽の上に役場の車を止めることなど無きよう、また、パネル資材などの置き場として壊滅してしまった中庭の芝生の再生までの期間に車が入らないように保護柵等の工事でした。「工事目的に妥当性が無い」と何を基準にして監査したのでしょうか。

その他、2つの工事の監査もこのように不適切だと思いますので説明は省きます。疑問に思われた方はどうぞ、私までお尋ねください。

なお、法令については、地方自治法と地方財務実務提要等を参照しながら確認させていただきました。(中島由美子 拝)



現地の状況



現地の状況